

高齢者虐待防止についての指針

株式会社シバタ
訪問看護ステーションはーとふる多摩センター

1. 基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、以下の各事項を徹底するため本指針を策定し、全職員はこれに従い業務にあたることとする。

(1) 法令遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防

定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(4) 高齢者虐待に対する適切な対応、報告

兆候発見時には、各関連機関への速やかな報告を行い、連携・協議しながら援助の方針を策定し役割を分担した上で適切な対応を行う。

(5) 苦情処理の徹底

介護現場における高齢者虐待を防止するために、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える、またはその危険性のある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか否かを問わず、行われるべきサービスの提供を放棄、または放任し、利用者の生活環境や身体および精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会の設置

(1) 事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、代表取締役、看護職員代表としての管理者、事務員より代表者1名とする。

- (4) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
 - 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
 - 身体的拘束等適正化に関すること。
 - 虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、関連機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業者に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底する内容とする。
- (2) 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - 発生した場合の改善策
- (3) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (4) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5. 身体的拘束の適正化に関する基本方針

- (1) 利用者に対する身体的拘束については、以下の(1)~(3)にかかげる緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、事業所による決定、看護計画への反映、利用者本人および家族への十分な説明、行政への相談および報告を前提とする。
 - 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
 - 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であること。
- (2) 身体拘束の定義と具体例
利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず実施にいたる行為の事である。指定基準に示されている身体拘束禁止の対象となる具体的な例は以下に示すようなものであるが、「利用者の行動を制限する行為」全般を拘束と考える。
 - 徘徊しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
 - 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
 - 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
 - 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。

- 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
 - 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
 - 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
 - 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。
- (3) 陥りやすい考え方
- 身体拘束ではない、安全のために必要。
 - 損害賠償責任を問われると困るから仕方がない。
 - 職員が足りないから無理。
 - 身体拘束を「協議の上、家族も同意すれば許されること」と誤解している。
 - 「緊急やむを得ない場合」を介護者側の都合優先で解釈している
- (4) 身体的拘束実施に至る手続き
- 緊急やむを得ない場合の身体拘束は「切迫性」、「非代替性」、「一時性」を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが確実に実施されている場合に限定されている。このような検討をしっかりと実行するためには、利用開始前に生活パターンを十分に情報収集、検討し身体拘束を未然に防ぐことができるような対策を採っておくことが大切になる。定期的に開かれる高齢者虐待防止委員会とあわせて、または必要時すみやかに検討する。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 初期対応

- 職員が虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、事業所管理者を中心に職員会議を開催し情報交換を行う。
- 事業所管理者は担当職員とともに担当の介護支援専門員に報告する。
- 被虐待者の権利と生命の保全を最優先し、緊急性が高い場合は警察に連絡する。
- 日々の訪問の様子を細かく記録する。(外傷をみとめる場合は撮影する)
- 本人の外見だけではなく、居宅内の様子も客観的に観察する。
- 療養・介護生活上の困難等についての情報収集をする。困難の訴えのある場合には、介護支援専門員・地域包括支援センター、保険者につなげる。
- 事業所内及び事業所外の関係機関と協議の機会を持ち、共通理解を図るとともに具体的な取り組みを検討する

(2) 介入

- 被虐待者の権利と生命の保全を最優先するため、高齢者が身体的暴行や介護放棄などの虐待により、利用者の生命に関わる状況に至った場合、関連機関にすみやかに連絡する。
- その後の対応は、介護支援専門員・地域包括支援センター、保険者と連携を継続しながら必要な協力や役割を担う。

(3) 援助

- 利用者を受容し、心理的安心感を持たせ信頼関係を継続していくこと。
- 虐待等の疑いをみとめる場合、高齢者から無理せず自然に話を聞くこと。
- 必要に応じて高齢者自身が助けを求めやすい環境づくりの支援すること。
- 声かけなどの精神的支援を行うこと。
- 援助は単独で行わず、各機関と協議しながら何に焦点をあてて援助するか、どんな役割分担を行うか明確にしてから行うこと。

- 単に加害者や被害者という関係で見ず、擁護者も介護負担や不安の中で苦しんでいることに目を向けた援助を行うこと。

(4) 管理者の責務

管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。虐待等が発生した場合は、速やかに保険者に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業者であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(5) 職員の責務

職員は日常より利用者の状態観察を継続する。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、すみやかに、これを保険者に通報する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに各事業所管理者に報告する責務を有する。

7. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。
- (7) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)」を参考に対応する。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市町村の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

9. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6虐待等が発生した場合の相談報告体制」によるものとする。
- (4) 対応の結果は相談者にも報告する。

10. 利用者等に対する指針の閲覧

従業者、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付ける。

11. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。